

中川事務所新聞

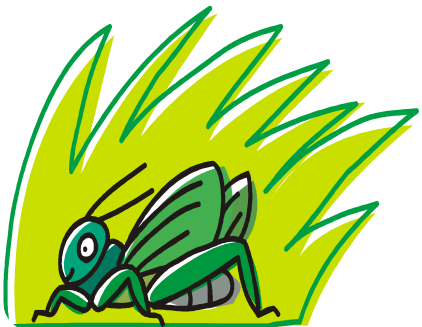
第 1 3 9 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【マイナンバーの通知開始】

今月から住民票を有する全ての人にマイナンバーが通知されます。直近でこれが必要になるのは今年の年末調整時が考えられます。事業者は従業員とその家族のマイナンバーを収集する必要があるのでお忘れなく。

なお、このマイナンバーが現実にもどのように利用されていくのかは、はっきり言って分かりません。年金番号ひとつまともに管理できないのが役所の実態なので、我々国民の立場としては、監視の目はしっかり持ちたいものです。



【マイナンバー対応の流れ】

マイナンバーを取扱う担当者と管理責任者を決める。

従業員などに番号収集や番号の利用目的について通知・公表する。

番号を収集する。

番号確認と身元確認をする。

H28年1月以降、番号を記載した書類を役所に提出する。

【社会保険の取締り強化】

最近、社会保険に関する取締り事例によく遭遇します。内容としては、

- ・未加入事業者を加入させる
- ・対象者を全員加入させる
- ・報酬の届出金額をチェックする

といったところです。

昨年から年金機構は国税庁から企業の納税データの提供を受けており、これによってピンポ

イント攻撃がしやすくなったこと、マイナンバー活用の事前準備、年金財政の立て直し、などが背景にあると思われます。

社保の時効は2年、不備が見つかりと2年間遡って追徴されます。金額的にも衝撃が大きいので事務手続きには注意しましょう。

【10月の事務予定】

- ・10月決算法人期末実地棚卸
- ・7月決算建設業決算変更届
- ・8月決算法人確定申告&納税
- ・2月決算法人中間申告&納税
- ・秋祭り



知ってお得！？法律雑学

Q . 家にコウモリが棲みついたようです。殺虫剤でも撒けばいいのでしょうか？

A . コウモリは鳥獣保護法という法律により、無許可での殺処理が禁止されています。殺虫剤で殺してしまえば逮捕されるかもしれませんよ！？

ところで、コウモリは本体や糞に多くの菌がついていたりと、ダニやノミが寄生していて大変危険です。乾燥した糞で感染症ということも考えられます。

駆除の基本は、音波等を使って追い出す 糞を完全に除去する 入口を塞ぐという流れ

になります。素人では手に負えない部分もあるので、専門業者に頼むのが無難でしょう。



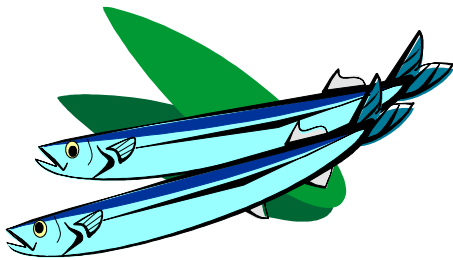
経営談義

【事業継続マネジメント (BCM)】

事業継続 (BC) とは、企業が災害などを含む何らかの原因で被害を受け、あるいは必要資源の確保が困難になっても、重要業務を中断が許される時間内に復旧させること、ただし、中断が許されないものは中断させないことと定義されています。BCMとは、そのための事前準備といえます。

BCを実現するためのプロセスは、

- ・事業継続計画 (BCP) を策定



- ・実施及び運用、教育・訓練
- ・点検及び是正措置、経営者による見直し等になります。

が、中小零細企業にとって、ここまでの準備は様々な点で困難でしょう。だからといって何もなくて良いということではなく、最低限以下の点は考えておくべきでしょう。

- ・業務が中断することによって会社にどのような影響が出るかを想像する
- ・受注から出荷に至る業務プロセスごとに代替できるもの、できないものを判別しておく
- ・復旧の優先順位を考えておく
- ・同業種、異業種との助け合いの土壌を作っておく

最も重要なポイントは、

「意識する」ことです。いざという時には素早い対応がその後の命運を分けることになるので、全てが後手に回ることだけは避けなければなりません。

なお、販売や経理などのデータに関しては、最近は安価にバックアップシステムを組むことができます。外部に委託すればメンテナンスも任せられるので、一考の価値はあるでしょう。



岡山での勉強会に参加しました。懇親会が終わって店を出た一時間後、自宅の風呂に入っていました。今まで全くノーマークだった岡山が、実は非常に近くにあることが分かりました。

アーチエリーの全日本学生選手権に出場した長女の成績は、残念ながら予選落ちでした。ところが、ドーピング検査の抽選に当たってしまい、試合後に尿が出るまで3時間に渡って身柄を拘束されました。さすがに全国大会ともなると色々な意味でレベルの高さに驚かされました。

あじわ

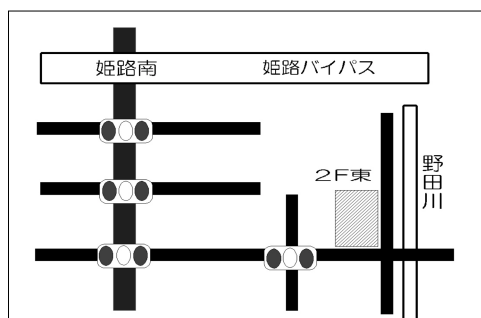
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・予防法務 (問題が起こる前の対策)
- ・戦略会計 (経営に役立つ会計)
- ・マネジメント (経営支援)

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp